

会 議 録

会 議 名	平成29年度 第3回目黒区住宅政策審議会
日 時	平成30年3月2日（金）午前9時30分～11時30分
場 所	目黒区総合庁舎本館地下1階 第15会議室
出 席 者	1 委員（14名） 中島明子、村山武彦、山本美香、そうだ次郎、いいじま和代、森美彦、 青木早苗、たぞえ麻友、山科久夫、渡部正輝、東川邦昭、岡川行利、河野昌善、 雑賀成元（敬称略） 2 区（事務局） 都市整備部長、住宅課長、事務局
欠 席 者	松本暢子（1名）
傍 聴 者	0名
配布資料	【机上配付資料】 ○平成29年度第3回目黒区住宅政策審議会次第 【事前配付資料】 ○資料 目黒区住宅マスタープラン改定案について ○別紙1 目黒区住宅マスタープラン改定素案に対するパブリックコメントの実施 結果について ○別紙2 目黒区住宅マスタープラン改定案 [第6次]
会議次第	1 開会 2 報告 （1）目黒区住宅マスタープラン改定案について （2）その他 3 閉会
会議の結果及び主な意見（要旨）	1 開会 （1）委員15名中14名の出席で本会議は成立を確認。 （2）議事録署名人として会長及び青木委員を指名。 （3）傍聴は0名。 2 報告 （1）目黒区住宅マスタープラン改定案について 会長 本日は審議ではなく報告であるとのことなので、委員の皆さんにもその旨ご理解願いたい。 住宅課長 資料により「目黒区住宅マスタープラン改定案について」、「目黒区住宅マスタープラン改定素案に対するパブリックコメントの実施結果について」、「目黒区住宅マスタープラン改定案」を説明。 会長 事務局からの報告を受けて、質問や改定にあたっての感想、あるいは今後の進め方についての意見等を述べて頂ければと思う。

- 委員 住宅政策審議会を丁寧に行っているという感想を持った。これからできる概要版は、是非分かりやすいように工夫して作ってもらえればと思う。
- 委員 概要版は区民が分からないものと全然意味がない。概要版を読めば大体のことは分かり、詳細については本編を見てもらう。中学生程度の子どもが読んでも理解できるというようなイメージで作って頂ければ助かる。
- 委員 高齢者のみの世帯、また高齢者の一人暮らしがとても増えていることから、ソフト面の施策がとても大事になってくると思う。パブリックコメントを見ても、住宅や生活福祉、高齢福祉の所管が連携しないと対応できないもののがかなり増えていて、今後、特にソフト面の施策における連携が重要になってくると思う。各所管との連携の仕方について伺いたい。
- 住宅課長 連携については常に重要なことだと思っている。そこで、1月に住宅、高齢福祉、生活福祉の所管の係長3名が集まり、各所管が受け持つ事業の課題等について話し合い、実際に区民が抱える問題に対応する時に漏れがないようにするための対策を検討するという試みを行った。連携をテーマにまずは1月にそのような場を設け、今後、定期的に継続していきながら、各所管との隙間を埋め、また各所管の今の課題を共有し、連携の体制を整えていきたいと思っている。
- 委員 各所管との連携がとても大事だが、なかなかできないという現実がある。社会福祉協議会をどう巻き込んでいくかが課題となりつつあると感じている。
- 委員 パブリックコメントの実施結果の6ページから7ページ、24番～26番にて団体から5つ事例が出ている。検討結果（対応策）を見ると、「個別事案については、関係所管と連携していきます。」となっていて、もう少し丁寧に書かれた方がよかったのではないかと思う。関係所管と連携するという話があったので、是非こういった事例にもしっかり取り組んで頂きたいと思う。
- 住宅課長 パブリックコメントの実施結果について、ご指摘の部分は、質問という形で捉えて回答を求めている。パブリックコメントで出された意見については、一定の方式で整理する必要がある。提出された事例は個別的で、同様の事例が何件あるかも分からない状況である。そういう意味では、各所管でまず情報共有しながら対応していくとしている。住宅マスタープランは基本計画や総合計画といった性格を持っている計画なので、マクロの視点で計画を作り、その計画を運用する中で職員が日々感じるミクロの視点で実地の仕事をしていく。その抱き合わせの中でより良いものにしていきたいと思っている。今回質問のあったパブリックコメントについては、パブリックコメントの整理の法則性に基づくと、対応区分が「4.意見の趣旨は今後の検討・研究の課題とします。」となった。
- 委員 本編8ページ②の2段落目2行目「平成29年10月には、・・・」という記述を受けて、新たな住宅セーフティネット制度についてお聞きしたい。本編58ページのアの2つ目「東京都に登録している・・・」と関連していると思うが、目黒区における登録住宅の推定数が私の試算では350戸程度になったのだが、この数値は概ね合っているか。パブリックコメントの実施結果の5ペ

ージ 18 番の検討結果では、「住宅確保要配慮者の円滑な住み替えに向けて取り組んでいきます。」とあり、これは登録制度の活用も含めて取り組む考えと捉えている。

住宅課長 東京都の登録住宅について、目黒区は 0 戸である。単に計算式で 350 戸となったのかもしれないが、なかなかあるものではないと区としては理解している。目黒区の住宅事情を考慮すると、今回の登録条件というのは、国が考えているスキームでは厳しく、東京では多くの賃貸物件が流通しており、また、高く貸せるので、登録制度の活用効果は目黒区ではなかなか難しいと考えている。

委員 パブリックコメントの実施結果の 5 ページ 17 番、高齢者及び障害者世帯の家賃助成の拡充について、本編 57 ページ (2) の 2 段落目には「・・・制度を拡充します。」と明記しているのに対し、パブリックコメントの実施結果では対応区分が「5.意見の趣旨に沿うことは困難です。」となっており、相反する記述となっている。これはどう捉えたらよいか。

住宅課長 家賃助成について、パブリックコメントにある「要件を欠くまでずっと助成をしていく」のはさすがに難しい。欠くまでというのを生涯という意味と捉えれば、なおさら難しい。したがってこのようになった。

委員 その後の「また、助成額及び対象を拡充すること。」の部分を行っている。

住宅課長 助成額や対象ではなく、拡充する方向は考えている。助成額ということになると、従来の低い助成額の方から不公平感が出てくるなどバランスが取れない。また、対象を広げると、助成を受けられない方にとって納得のいかない額というのが当然出てきてしまう。そういうことも考慮しつつ拡充していく。将来の財政状況を見据えながら検討していく。

委員 子育て世帯への家賃助成について、最近都営住宅の入居条件の 1 つである子どもの年齢要件が 18 歳未満まで拡大され、一定の対象拡大が図られている。家賃助成についても所得制限等が関係してくると思うので、「助成対象の所得制限を引き上げる」といった拡充の方向でよいのではないか。

住宅課長 所得制限を引き上げるということは、多くの方が助成対象になるということである。それは財政的に難しいので、さらに対象を拡大してよいか、助成を受けられない区民の理解を得ながら事業を展開しなければならない。

委員 子育て世帯については対象拡大したのだから、その流れでここについても対象拡大してもよいのではないか。

住宅課長 質問にある対象拡大は法に従って個別具体の部分を見直したもので、全てに及ぶものではない。

会長 基本的には住宅マスタープランの改定案で出された方向で検討しながら、財政状況を見ながら拡充していくということだと思う。

委員 パブリックコメントの実施結果の検討結果が優先されてしまうと困る。本編では拡充と言っているのだから矛盾する。

住宅課長 少し整理させて頂く。住宅マスタープラン 57 ページのアの 2 つ目「・・・子育て世帯向け家賃助成を拡充していきます。」と確かに書いている。しかし

ながら、高齢者・障害者世帯については、57 ページのアの 3 つ目「・・・引き続き居住継続家賃助成を実施します。」と書いており、拡充とは言っていないが、引き続き実施していく。ファミリー世帯については拡充していくが、状況を踏まえながら、ということである。

委員 57 ページ (2) の 2 段落目に「・・・制度を拡充します。」と書かれていて、「住宅確保要配慮者のうち優先度の高い区民」と書かれている。住宅確保要配慮者の中に高齢者も含まれるのであるから、全部を受けて制度を拡充すると書いているのではないか。

都市整備部長 それは言葉の綾で、確かに住宅確保要配慮者は法律で定めていて、高齢者、ひとり親世帯等、様々な対象がいる。要は住宅セーフティネットに入ってくる方々が多く対象者にいるということだが、そのうちやはり優先度の高い区民ということで、子育て世帯や高齢者・障害者世帯というように整理をしている。57 ページ (2) では制度としてこのような形でやっていくという広い意味合いで書いていて、アでその詳細を整理している。具体的施策は 57 ページのアとイに掲げているもののご理解頂ければと思う。

会長 子育て世帯の家賃助成は拡充する、高齢者・障害者世帯の方は引き続き実施していくということである。

都市整備部長 例えば助成額及び対象の拡充を検討するとなると、財政的なことは当然出てくるので、現在は難しいと回答している。高齢者世帯等居住継続家賃助成については、57 ページに掲げているように引き続き実施していく。限られた財政の中で皆さんにどのようにサービス提供あるいは居住支援をしていくかを考えなければならない。ご理解頂ければと思う。

委員 国が去年の 10 月から新しいセーフティネット制度を作った。

委員 その話はまたちょっと違って、ここでは新しいセーフティネット制度を使える訳ではない。住宅マスタープランでは目黒区独自事業のことに書かれている。

委員 新しいセーフティネットの家賃補助というのは、全国的にいても予算上年間 5,000 件程度しかやらないような状況である。そのため様々な問題があって、皆手が出せない。

委員 神戸市ではやっている。

委員 本当に僅かなところでしか実施していない。また実施したとしても相当な家賃補助をかけないと無理である等、様々な問題がある。目黒区がそれを使ってできるかという、よほど検討してやるべき内容である。神戸市でやっているからすぐできるというようなものではない。

委員 よく質問を受けるのは、区営住宅が当たらないというものである。また、例えば独身の女性が「家賃が上がったので出ないといけない、どうしたらよいか。」と相談にきたときに、私は住宅のお世話をしている。パブリックコメントの実施結果の 7 ページ 26 番「入浴は公衆浴場を利用しているが、・・・」について、公衆浴場が本当になくなった。目黒区では家賃約 4 万円以下の家にはお風呂が設置されていない。パブリックコメントの実施結果を見て実情

はそうなのかと思った。それでも、嬉しいことに、目黒区世論調査で「目黒区にずっと住んでいたい・当分の間は住んでいたい」と回答する人が95%だった。これは23区の中でもトップの数字で新聞記者も驚いていた。ニュースで、「住みたい街ベスト10」に目黒が8位で取り上げられていた。8位に目黒が入っていて嬉しいと思った。パブリックコメントの意見のような大変な方々もいるということも考えながら取り組んでもらいたい。

委員 住宅政策審議会が3年目で終わりに差し掛かるにあたり、第6次住宅マスタープラン改定案ができて、3年間の集大成を見ることができ大変嬉しく思う。特に、住まい手の主体的取組と支援という新しい視点で将来に向けた主張ができたことにとっても手応えを感じている。3年間この住宅マスタープランに関わる中で、住宅の所管が取り組めること、そうではないことも見えてきたと思う。ソフト面や高齢福祉・障害福祉等、様々な面の問題が住まいの視点からあぶり出されてきた。他にもパブリックコメントにあった内容や、公衆浴場の話も出てくる。「これは住宅マスタープランではなく、むしろ福祉政策としてやるべき」というものについて、住宅の所管からも声をあげていくことが必要ではないかと思う。また、都市整備として取り組むものも見えてきたと思っている。例えば、ファミリー世帯向けの家賃助成といった視点もあると思うが、そもそも目黒区はファミリー世帯向けの住宅は十分に多いのか。ワンルームマンション規制等を実際にやっているところもあると思う。豊島区ではワンルームマンションが多く、ファミリー世帯向けはないから消滅可能性都市に指定されたと言われている。目黒区でもアパートが空いてきているのが多く見受けられるので、もう少しファミリー世帯向けを整備して、ファミリー世帯向け住戸が流通するようになれば、少しでも定住してもらえるかと思う。今回やっていく中で見えてきたもう少し大きな取り組み方についても、住宅の所管そして都市整備部として取り組んで頂きたいと思う。

都市整備部長 住宅マスタープランについても、住宅の所管だけではなく様々な所管が関係して作っていくのも当然のことで、先ほど住宅課長からもあったように連携していくことが大事だと思う。それと併せて、目黒区は住環境が良い住宅系のまちなので、都市整備においてもそういうところを保全していくことが大事である。目黒区には住環境整備条例というものがあり、これは他区にもないような指導で、ファミリー世帯向けの部屋を作るという指導を既に行っている。例えばワンルーム形式集合建築では40㎡未満が10戸以上であれば対象となり、ファミリー世帯向けを作ることや、駐車場の設置義務等々ある。またマンションの管理人には、住民が町会・自治会に入るように促す対応をすることや、ゴミ出し等も含めた指導要綱がある。このような制度も作り、区としては日々取り組んでいる。また、空き家対策の関係で条例案を議会に出している。議案が通れば、空き家対策の審議会を作る予定でいる。その際に専門部会の設置も考えている。既存の事業があり、一定の効果을あげている中で、居住支援協議会を作るのはなかなか効果がないと判断しているが、そうした中で居住支援の専門部会を設置できればと思っている。空き

家対策も住宅確保要配慮者の関係も、空き家がキーワードに出てくる。結局様々なものを絡めて作っていくことになると思う。いずれにしても縦割りではなく、区全体で進めていきたいと思う。

委員 住宅マスタープランの概要版は、一般区民に配布するのか。

住宅課長 区民全員に配布という意味ではなく、数には限度はあるが、地区サービス事務所等に配置して配付してもらう。

委員 まずはお礼を申し上げたい。色々勉強させて頂いた。概要版を分かりやすく作って頂けるという報告があったのは嬉しく思う。近年、日本で生活する外国人がすごく増えている。住宅マスタープランを読んでいると、外国人居住者等の視点がないと思う。国は日本版グリーンカードの発行を出すと言っている。キーワードは超高齢社会と少子化である。働き手がない。日本はこれから人口が減っていき、目黒区も同様である。ハード面の住まいという入れ物だけではなく町会、シルバー人材センター、区等がゴミの出し方や生活の仕方等を一緒に考える、教えるということをやっていかなければいけない。そのような内容を住宅マスタープランの中に将来盛り込む必要が出てくるのではないかと思う。住環境が良いのは確かにその通りなので、日本人だけでなく外国人も住みたいところになると思う。新聞に出ていたが、グローバル化、海外一帯化がものすごいスピードで進んでいて、我々の考えや基礎自治体、中間自治体、国の制度がついていけない。今回の住宅マスタープランも何年かに1回見直し、修正をしていくことが必要である。区も組織横断的に様々なことを考えないと劣後していくように思う。そういう意識を是非皆で共有していきたい。

委員 今、空き家が多くなっている。空き家対策に取り組むと思うが、空き家の利用はどのように考えているのか。

都市整備部長 空き家の場合、目黒区では土地の価値が高いので一般市場に流れていく。今年も90件くらい問い合わせがあり、担当課が福祉関係等と調整している。例えば、老人ホームに入ってしばらく不在だが、戻ってくるので空いている等がある。空き家予防が大事で、空き家になる前に自分の子どもや親戚等にどういう管理をするかについてきちんと託してから老人ホームに入居する等、福祉との連携でやっていく必要がある。

委員 60ページのアの1つ目について、「住まい方や住環境に関する講習会等を開催します。」と書かれているが、具体的には何か。60ページのイの4つ目には「・・・的確な情報提供を行います。」と書かれているが、どういうものを的確な情報として言っているのか。

住宅課長 講習会や様々な啓発事業があるが、一般に住宅施策に関わらず、今の区財政の中で予算も厳しい状況が続いている。その中でも啓発事業を充足・拡充していきたいと思っている。例えばリフォーム協会による区民センターでの実施事業でパネル展示があるが、そのパネル展示の内容を住生活に関する内容に変えるとか、本庁舎の西口ロビーで何かパネル展示をできないか等、まずはそういうところからやっていこうと思っている。最初から大きく予算

を構えて、講習会や講演会を開催することは難しい。まずはできることからやって、それを拡充していくという流れを今考えている。

委員 建築士会としてはボランティアでも良いので実施したいと言っている。

住宅課長 建築士会とはタックを組んで「お菓子の家の教室」を実施している。そこから、新たな事業には、人手の面で課題があり、気持ちと実際の計画にギャップがあって、すぐに取り組んでいけないというところがある。

都市整備部長 いずれにせよ建築士会等と連携しているので、建築関係も含めて、工夫してやっていきたいと思っている。建築士会は地域の財産だと思っている。

委員 ハード面の住宅政策について目黒区でできることは、区営住宅と学校だと思う。ソフト面の住宅政策では、できることが色々あるのではないかと思う。今は高齢化社会の問題や住環境、セーフティネット等、住宅に関するソフト面で色々改良しないといけないことが多いのではないかと思う。いくら良い案を作っても実行するにはやはりお金がいるし、人がある。人を動かすにはお金がいる。なかなかお金の問題で難しい面があると思う。そこで以前からの私の持論なのだが、区営住宅を減らして売却し、それによってソフト施策の原資を作ることが1つの案ではないかと思う。また学校については生徒数も減っている。そこを地域のコミュニティの場や高齢者の生きがい事業ができるように、余っている学校の校舎の半分を使う等、思い切った政策が必要ではないか。

委員 健康福祉、生活福祉の所管、社会福祉協議会等の方々がある程度うまく連携しているのではないかと私は感じている。ただ、例えばアパートが今度建て替えなどでどうしても引っ越さないといけないというような場面になったときに、高齢だと年齢的に他の民間賃貸アパートに入ることがなかなか難しい。区営のアパートに入っている人はよいが、民間のアパートに入っている人は、高齢でしかも一人暮らしだと、ほとんど民間のアパートは受け入れてくれない。そういった面も住宅マスタープランの中で考えて頂けるようお願いしたい。また、これから何年かすると65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になるというように言われている。認知症対策や空き家対策等をうまく住宅マスタープランの中に組み入れて考えて頂けるとよいと感じている。

委員 治安について、高齢者が狙われている問題がある。原野商法などは高齢者の方々に相当アプローチしているが、騙されてもそれは違反にはならない。警察も動けない。目黒区は住みよい安全なまちと言っているが、将来、住宅マスタープラン等を改定する時に治安のことも付け加えてもらいたい。また、生活保護を受けている方が、区営住宅に申し込んで抽選に外れてしまった。そうするとまた最初からやり直しになる。目黒区が必要に応じて、優先順位で順番に入居させてあげられれば、少しは安心するのではないか。

委員 2月23日に目黒区で23cm雪が降り雪かきをしていると、近くに住む高齢者が「私たちの家の前もやってほしい。」と迎えに来る。腰も曲がっていて、そもそもスコップも持っておらず、実際にできない方々である。雪かきができ

ない人がどんどん増えている。雪かきという例だけで見ても、高齢者が住みにくいまちである。区全体で、住宅、雪、高齢者の問題等、立体的に取り組んでいかないといけないと感じた。

委員 どれも住宅施策として基本的なことなので全て大事だとは思いますが、何が目玉かということが分かると良いと思う。本編 66 ページ計画の指標について、指標はこれだけではなく、もう少しあるのではないかと感じた。また、文言の整理について、既に整理されていると思うが、例えば「ファミリー世帯」と「子育て世帯」は同じ意味なのか、そうではないのかが気になった。先ほど話があったが、大学でも国際化が進んでいて、大規模な留学生向けの居住施設を作るという話が具体化している。そういう意味では外国人が増えてきている。次回改定の際には、その話がだいぶ大きくなっているのではないかと思われる。

都市整備部長 区には基本構想、基本計画というのがあり、住宅マスタープランはその補助計画という位置付けになる。これから基本計画の改定も含めて、来年度から作業を進める予定である。当然外国人の視点や、東京オリンピック・パラリンピックもあるので、それに向けて東京都も色々進めている。私の方からも、関係所管にそのように伝えていく。

委員 「ファミリー世帯」と「子育て世帯」については、検討して整理してもらえるか。「ファミリー」というのは子どもがいる世帯のことかと思ってしまう。

住宅課長 例えば事業名で「ファミリー」と付いている等、その辺の法則性の中で思うようにいかない部分もあるかと思うが、一度点検したいと思う。

委員 改定の目玉について、基本的な特徴は「みんなでつくる安心して住み続けられる目黒」になるが、それが全体を通して伝わるようになっていると良いかと思う。

委員 「住宅政策」、「住宅施策」、「福祉政策」、「福祉施策」があり、あちこちでバラバラなので、定義されず書かれているとは思いますが、違いはあるか。

住宅課長 一応検討はした。「政策」は行政として大きくとらえたもので、「施策」は具体的な事業をイメージできるもの、というような程度しか区別のしようがない。明確な基準はないが、一応注意しながら分けてはいる。

委員 福祉と住宅というのは、今後より連携しなければならないのは事実なのだが、住宅に関する様々な助成制度が、福祉系の施策部門に入っていないことがある。色々な問題を受けたときに、住宅に関する制度や助成、補助金があるということを知らないまま困っているところがある。他の区や市ではそのパンフレットを区民に向けて作る前に、庁内で 1 つにまとめて福祉系のところに出すということをやっている。本編 48 ページの住宅政策の体系の中で「今後、相談窓口を充実させる」と書かれており、これはとても大事なことである。住宅の所管で相談窓口を充実させていく時に何が一番問題かということ、住まいのことで終わらせず、福祉と様々なサービスを如何につなげていけるかということが重要なポイントである。生活困窮世帯等をサービスにどのようにつなげていくかが大事なので、そこをできるかどうか非常に重要かと思う。

NPO を社会福祉協議会の中に入れて、その人が相談窓口として実際に対応して、福祉サービスにつなげるところまでを担うことも考えられている。目黒区では将来どのような形で対応していくかは分からないが、そういうことはとても大事だと思っている。

委員 民泊について、住宅マスタープランのどこか 1 つでも入れてほしいと言っていたが入っていない。今や新聞を読んでも民泊が話題としてある。部長の話では、旅館のことだから他の担当なので住宅と切り離しているという話だったが、実際民泊は住宅の施策ではないかと思っている。

都市整備部長 住宅宿泊事業法は非常に粗い法律で、既に大変な状況である。目黒区でも既に 460 件ほどあると民間のホームページで示されている。区としては、民泊は旅館業法も関係してくる。今は生活衛生の所管で対応するということになり、来年度から担当の係長ができる。現在、区で住宅宿泊事業法の適正な運営の確保に関する条例案を議会に提出しており、内容としては目黒区全域で営業できるのが金曜の昼から日曜の昼までのみとし、かなり厳しくしている。民泊はやってもらった方が良さだろうという意見もあったが、最終的な庁内の調整、検討と、皆さんの様々な意見を聞きつつ、今できる最善の方策をとっているという状況である。やはり民泊と住宅政策はちょっと違う話であり、どちらかというところは、活用や観光の話になる。国も観光庁が担当している。

委員 不動産業界では、基本的に民泊を推進していないと聞く。国は推進していく方向である。商店街の役員会等の場で民泊の話について、上からではなく下から認識して早く対応した方がより効果があるのかと思う。

委員 やはり犯罪等につながると困る。民泊ではないが、民間の宿泊施設については規制や指導をしっかりと行っている。そういうものが全くない状態の民泊は様々な影響が出てくる可能性が高いと思う。

委員 不動産業者の場合、入居の際に審査をする。しかし大手の民泊事業者等はインターネット上で取り上げるので、誰が入ってくるか分からない。大阪の事件もあって、そういったことが一番心配である。オレオレ詐欺や原野商法の類の人が借りて、悪い事に利用する等を考える可能性だってあり得る。民泊を行うなら審査をきちんとしてから進めてもらいたいと思う。

委員 民泊について 23 区の中で比較をしてみると色々工夫しているところもある。制限をして厳しくする一方で、例えば中野区は家主同居型を進めており、ミクロな部分だけ許可している。また目黒区は届出制なので届出が来たら受理しないといけませんが、中野区は許可制にしている等やり方が色々ある。民泊自体とても新しい概念でありまだ固まっていないもので、大手の民泊事業者のインターネットサイトが始まった時も最初は自分の家のアパートの部屋を貸すという昔の間貸しのようなものから始まり、それがすごい勢いで経済に乗って行ってしまった。大手の民泊事業者もここまで進むと思っていなかったというところがある。パリ等、一通り大手の民泊事業者が終わったところは世界中で存在する。日本も、民泊をこれからどう共存させるか。大手の民

泊事業者も共存には協力するということに言っていて良い形を模索しているところなので、民泊について取り上げるのはなかなか難しいと思っている。

委員 オリンピック・パラリンピックやワールドラグビーで外国人が 2,000 万人程来ると言われていて、国は公認ガイドを取っ払い、公認ガイドでなくてもお金をもらってガイドしても良いことになった。これは民泊と似ていて、観光庁が規制緩和を進めてしまっている。そうすると闇ガイドは出てくるし、闇ガイドは闇民泊に連れていく。オリンピック景気で、通訳が足りない等で規制がどんどん外されていってしまうという可能性もある。

委員 安心できる住まいということで、高齢者福祉住宅では孤独死もゼロである。今回矢印で右肩上がりの目標としているが、きちんと取り組んでもらいたい。

会長 皆さんから様々な意見を頂いた。事務局の方にはよろしくお願ひしたい。

(2) その他

住宅課長 平成 28 年 8 月の諮問に始まり、本日で一定の改定の作業が終了する。まずはお礼を申し上げたいと思う。本日の意見にもあったが、区には様々な所管に補助計画がある。目黒区は基礎自治体で、区民と最も身近な接点を持っている自治体であり、これが基礎自治体の特徴であると思っている。そのような中で、一つひとつの計画が目黒区全体として総合的に連携できるようなことを踏まえながら、この計画を住宅の所管として進めていきたいと思っている。それが今回のキーワードと受け止めている。この計画は計画として、他の所管、他の計画に関係するものも乗り合いながら進めていければと思う。長丁場のご検討をいただき、感謝を申し上げる。

4 閉会

会長 以上で本日の審議会を終了する。

以上は、会議の概要であることを証する。

委員署名

